

求職者へのセクシャルハラスメントの防止に関するガイドライン

（目 的）

第1条 本ガイドラインは、採用選考活動その他の求職活動等（以下「求職活動等」という。）に参加する求職者等が、性的な言動により求職活動等を阻害されることがないように、事業主として必要な処置を講ずることを目的とする。

（基本方針）

第2条 株式会社伊豆急コミュニティー（以下「会社」という）は、すべての役員および従業員（正社員、嘱託社員、契約社員、臨時雇、派遣社員および当社において業務に従事するすべての者を含む。以下同じ）に対して、求職者等にセクシャルハラスメントを行ってはならないことを周知徹底する。

2 会社は、求職者等に対するセクシャルハラスメントの防止に努めるとともに、万一発生した場合には行為者に対して厳正に対処する。

（定 義）

第3条 「求職者等に対するセクシャルハラスメント」とは、会社に属する役員または従業員による性的な言動により、求職活動等に参加する求職者等の活動環境が損なわれることをいう。

2 前項の求職活動等は、次に掲げる活動を含む。

- （1）採用面接、就職説明会、インターンシップその他会社内外のイベントへの参加等
- （2）前号のほか求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動
- （3）SNS等のオンラインを介した連絡やWEB面接等のオンライン上で行われる活動

（禁止行為）

第4条 会社の役員および従業員は、求職活動等に参加する求職者に対し、次に掲げる言動を行ってはならない。

- （1）権限や立場を利用して、業務と関係がない要求をすること
- （2）権限や立場を利用して、私的な接触をはかること
- （3）性的な事実関係を尋ねること、または性的な内容の情報を意図的に流布すること
- （4）性的な関係を強要すること、必要なく身体に触れること、またはわいせつな図画を配布すること

（相談窓口）

第5条 本ガイドラインに関する相談窓口を経営管理室総務担当に置く。

2 相談者等の秘密は厳守し、相談したことを理由に不利益な取扱いを一切行ってはならない。

（実施期日）

本ガイドラインは２０２６年１０月１日から実施する。

(別 紙)

【 相談窓口 】 株式会社伊豆急コミュニティー 経営管理室 総務担当

電 話 : 0 5 5 7 - 5 3 - 3 8 3 8 (ガイダンス⑤)

メール : izukyucom_saiyo@izukyucom.co.jp

郵 送 : 〒 4 1 3 - 0 2 9 8

静岡県伊東市八幡野 1 1 5 1 番地

株式会社伊豆急コミュニティー 経営管理室 総務担当